

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NP0 法人筑紫

1 事業実施の方針

本法人は、住宅確保要配慮者が地域社会から孤立することなく、安心して民間賃貸住宅へ入居し、かつ継続して居住できるよう、専門的な相談支援および入居後の見守り支援を行う。また、不動産業界や福祉関係機関、行政と密接に連携し、住宅セーフティネットの機能強化を図るとともに、居住支援の重要性を広く啓発することを基本方針とする。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	対象者の範囲及び 予定人数	事業費 の予算 額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務	予定なし				
法第62条第二号に掲げる業務	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への入居相談、物件情報の提供、不動産店への同行支援、賃貸借契約時の補助等を行う。(対価：無償)	筑豊地方	3名	住宅確保要配慮者 30名	1000
法第62条第三号に掲げる業務	入居後の安否確認(定期訪問・電話)、生活相談、福祉サービスへの繋ぎ支援等を行う。必要に応じて家主とのトラブル防止に向けた調整を行う。(対価：無償)	筑豊地方	3名	住宅確保要配慮者 30名	1000
法第62条第四号に掲げる業務	予定なし				

法第 62 条第 5 号に掲げる業務	予定なし				
法第 62 条第 6 号に掲げる業務	居住支援活動の普及啓発のため、HP による発信や、居住支援協議会との連携にて普及活動を行う。	筑豊地方	3 名	住宅確保要配慮者・不動産関係者等 30 名	なし

連携内容① 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。	福岡県および鞍直地区居住支援協議会へ積極的に参加し、行政の施策方針との整合を図る。また、筑豊地域の市役所、保護・援護課等の要請を受ける事が多いため、引き続き緊密な連携体制を構築する。
連携内容② 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。	地域の社会福祉協議会、ケアマネジャー、相談支援事業所と連携し、入居前後の福祉的フォローアップを共同で行う。また、協力不動産店ネットワーク（居住支援協力店）を構築し、入居拒否のない物件確保を推進する。
人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。	福岡県や国が主催する居住支援法人向けの研修会、セミナーに職員を派遣（年 2 回以上）し、法改正や先進事例の習得に努める。また、法人内でケース検討会を実施し、相談支援員の対応スキルと専門性の向上を図る。

（備考）

- 1 2 については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 62 条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2 のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第 62 条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載

する。

4 必要に応じて、欄を広げて記載する。